

令和7年度 美浜中学校 部活動計画

1. 目的

- (1) 生徒と教員が設定した目標に向かって取り組む中で、自分自身を成長させる。
- (2) 学年・学級の枠を越え、生徒相互の協力と団結を培い、望ましい人間関係を学ぶ。

2. 活動規定

(1) 活動時間について

朝、放課後ともに活動することは可能です。準備と片付けの時間を除き、平日は2時間程度、休日は3時間程度を目安として活動することができます。

①朝の活動（7：00～8：00）

- ア. 防犯上6：55以前の登校はしないようにしてください。
- イ. 8：00を目安に片付け始め、8：10には教室に入ります。

②放課後の活動

練習終了時刻を以下のように定めます。

- 4月～9月、3月・・・17：15まで（最終下校時刻は17：30）
- 10月～2月・・・16：45まで（最終下校時刻は17：00）

③休日・休業中の活動

- ア. 基本的に土日のどちらかは休みになります。大会で土日ともに活動した場合は、次の月曜日の部活はなしとなります。
- イ. 活動時間は8:30～17:00です。（ただし、大会やコンクール、練習試合は除きます。）

(2) 活動日について

①活動停止日

- ア. 水曜日
- イ. 土曜日 or 日曜日
- ウ. 職員会議（朝練可）
- エ. 浦教研（朝練可）
- オ. テスト前諸活動停止日（1週間）
- カ. 入学式と卒業式の前日の放課後、当日の朝の活動
- キ. 長期休みの閉庁日
- ク. 春休み 3/30～4/1（**年度によって変更あり**）

※その週に活動ができない日（職員会議等）がある場合は、学校として休養日を水曜日と交換することが可能。

②活動の延長

- ア. 延長届には、保護者の承諾が必要です。
- イ. 春の大会、夏の総体、秋の新人戦、1年生大会、コンクールの2週間前からは、平日は30分、休日は1時間の活動延長が認められます。
- ウ. 上記の大会以外でも、活動の延長（平日30分、休日1時間）が認められます。但し、部活動延長が月の半分以上を占めることがないよう配慮する。

③活動停止日の部活動許可について

活動の許可が得られれば活動停止日であっても、その月の活動時間内での活動が認められます。(テスト当日の朝練習は不可とします。)

④給食のない日の活動について

始業式や終業式などの儀式的行事の場合は、14:00に再登校とします。

(3) 飲食について

①飲料水については学校のきまりと同じです。

②部活動時間の前後にコンビニ等に立ち寄ることは禁止とします。対外試合のときも同様。

(4) 服装等について

①制服・美浜中ジャージ・ユニフォーム・ウィンドブレーカー等の着用を認めます。

②部活動内で決められたTシャツの着用を認めます。ただし、華美でないものとします。

③再登校時、休日の登下校および対外試合の往復は、部活動内で決められた服装を認めます。

④他部活動の応援に行く場合の服装は基本的に制服、またはジャージとします。

⑤部活動で使うシューズに関しては、定められた下駄箱に入れ、管理します。

⑥休日の活動は、部活動で定めたカバンの使用を認めます。

⑦活動中は活動場所又はカウンセラー室前の各部活動のロッカーを荷物置き場とし、廊下に荷物は置かないようにします。部活動で使用する物は定められた場所に置き、整頓します。

(5) 入部・退部

①入部したあとは、3年間続けることを原則とします。

②部活動を兼ねることは認めていません。

③部活動の継続に関しては、年度当初に継続届けを提出します。

④退部する前には担任や顧問、保護者の方とよく話し合ひましょう。

(6) その他

①朝の活動の前は教室に立ち寄らず、直接活動場所へ向かいます。また、放課後の活動後は教室に戻らず、荷物は活動場所もしくは図書室前のロッカーに置きます。

②校外での活動の際は、原則として、徒歩または公共の交通機関を利用します。

③部活動の教育的意義を考慮し、規律あるものにするために、次のような事柄が起こった場合は、解決に向けた対策を至急とります。

ア. 部活動内での不適切な行為が発覚した場合

イ. 学校備品、部活動備品の破損や管理ができない場合

ウ. 学校生活において好ましくないとされる行為を部活動単位で行った場合

エ. 朝練習後の始業時刻、最終下校時刻など活動時間を守れない場合

※上記の事柄が部活動内で生じ、顧問の指導があつたにも関わらず改善されない場合には、その部活動の生徒または集団に活動制限が与えられる場合があります。